

「教育制度構想」各論の点検（更新項目など抜粋版）

各論 ～改革の具体的な提言～（抜粋）

I. 子どもの学びを社会で支えるための教育費の無償化と学びの機会の保障

点検内容（たたき台）	備考
<連合がめざす社会像> 1. 教育にかかる費用は原則として無償とする。 2. 社会全体で子どもの学びを支え、教育の機会を保障する。 3. すべての子どもが学びたいことを学べる社会を実現する	記載を維持 理由：めざす社会像に向けて引き続き取り組んでいくため。
○2019 年 10 月以降、0～2 歳の住民税非課税世帯の子ども、3～5 歳の子どもの就学前教育の無償化、住民税非課税世帯やこれに準じる世帯の子どもの国立大学授業料の無償化などが実施される。対象者数と金額の拡充をめざすとともに、過渡的な対応として奨学金制度などを充実・改善させる。進展した教育費の無償化の主な項目は、以下のとおりである。 <幼児教育> ・2019 年 10 月に「幼児教育・保育の無償化」が実施され、3～5 歳の子どもについて、認可保育所、認定こども園、子ども・子育て支援新制度対象の幼稚園の利用料が無償化された。認可外保育施設等と新制度対象外の幼稚園は、月額利用料の上限額までが無償化された。 <高等学校教育> ・2020 年 4 月に「高等学校等就学支援金（新制度）」が拡充され、世帯年収約 590 万円未満世帯を対象として、現行の就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準（私立高校（全日制）の場合、39 万 6,000 円）まで引き上げられ、私立高等学校授業料の実質無償化がスタートした。 <高等教育> ・2020 年 4 月に「高等教育の修学支援新制度」が開始され、授業料・入学金等の免除または減額（授業料等減免制度）と給付型奨学金の支給、の 2 つの支援内容が合わさった制度となった。 ・2024 年 4 月からは、多子世帯（扶養する子どもが 3 人以上いる世帯）や私立の理工農系の学部	更新 理由：教育費の無償化の進捗内容について、主な項目を追記。 義務教育については、特段の進展なし。

等に通う学生等の中間層（世帯年収約 600 万円目安）への支援が拡大された。 ・ 2025 年 4 月から、多子世帯の学生等は、所得制限なく大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償化される。 ○ 幼児教育および高等教育の無償化をきっかけとし、教育費の無償化は徐々に進展してきているが、無償化対象者の拡大と上限金額の引き上げをめざすとともに、将来的にはすべての教育にかかる費用の無償化を行うことで教育の機会を保障し、子どもたちの学びを支える社会の実現をめざす。また、教育費の無償化が実現するまでの経過措置として、奨学金制度などを充実・改善させる。	
---	--

2. 義務教育

点検内容（たたき台）	備考
(4) <u>不登校やいじめ、や虐待、貧困など</u>に対し、<u>速やかかつ</u>を早期に把握し、適切に対応するため、<u>生徒指導担当教員の配置や、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの</u>をすべての学校への<u>に常勤配置</u>など、<u>教職員の配置を拡大</u>する。	更新 理由：学校の働き方改革等の取り組みの一環として拡充がはかられつつあるが、常勤配置には至っていない。 文部科学省は 2025 年度から、全公立中学校に不登校やいじめの対応に専任にあたる「生徒指導担当教員」を今後 4 年かけて配置する方針であり、着実な配置を求めている。
(5) 日本語教育および母国語・母文化教育を支援することで、異なる文化・言語を背景とした子どもの教育の権利と機会を確保する。	更新 理由：「要求と提言」に記載を統一。母語は、「幼児期に最初に習得される言語」を意味し、国籍は関係ない。中央教育審

	議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」においても、「外国人児童生徒等のアイデンティティの確立や日本語の習得のためには、<u>母語</u>や母文化の習得が重要である。」とされている。 （参考：日本語教育） 2017 年 3 月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正。 これまで毎年度の予算の範囲内で措置してきた外国人児童生徒等に対する日本語指導を行うための加配定数を、対象の児童生徒の数に応じて教員定数を算定する仕組みとし（いわゆる基礎定数化）、2017 年度から 2026 年度までに、児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が配置されることとなっている。
--	--

3. 高等学校教育

点検内容（たたき台）	備考
<u>（５）国費で高等学校への端末整備をはかる。</u>	新規 理由：「要求と提言」の内容を反映。2024年5月1日時点で実施された文部科学省の「高等学校段階における学習者用端末の整備状況について（令和6年度当初）」によると、設置者（学校）側と保護者側の負担は半々となっている状況。

4. 高等教育

点検内容（たたき台）	備考
（３）現在の枠組みを前提とした過渡的な対応を図る。<u>高等教育の完全無償化に至るまでは、以下の対応を図る。</u> ①〇運営費交付金や私学助成などの公費負担を増額し、学費（入学金、授業料）を低額化する。 〇奨学金制度などを充実・改善させる。 ②①所得連動型返還制度について、有利子奨学金貸与者も対象とする。 ③②返還猶予や減額返還（現行10年）の期間を延長する。 ④③延滞金の賦課率（現行5%）を引き下げる。 ⑤④保証制度の人的保障は廃止する。機関保証を原則とし保証料を引き下げる。 ⑥⑤無利子奨学金の枠を拡充するための予算措置を行い、国の奨学金制度は無利子とする。 ⑦⑥中間層（無償化対象外）の負担軽減をはかるため、貸与型奨学金のうち無利子奨学金の所得連動返還型奨学金制度を活用し、卒業後拠出金制度を導入<u>拡充</u>する。	更新 理由：この間の進展は次のとおりであるが、無償化までの間、さらなる軽減策を求めていく必要がある。 ②現行の減額返還期間は15年に延長済み。 ③現行の延滞金賦課率は3%に引き下げ済み。 ⑤高等教育の修学支援新制度の拡充など一定の進展あり。 ⑥日本では、大学院修士課程（博士前期課程及び専門職学

	位課程を含む）を対象とした「授業料後払い制度」が2024年度秋の募集から導入されている。
--	---

Ⅱ. 学校・社会教育を通じた労働教育・主権者教育

点検内容（たたき台）	備考
<連合がめざす社会像> - 働くことの意義や知識、主権者としての知識を学ぶ機会を拡充する。 - 労働教育や主権者教育で得た知識を活用できる力を育成する。 - あらゆる層に向けたワークルール教育を進めるため、「ワークルール教育推進法」の制定をめざす。すべての子どもが学びたいことを学べる社会を実現する	記載を維持 理由：めざす社会像に向けて引き続き取り組んでいく。
○2019年6月以降、進展した労働教育・主権者教育に関する取組みは以下のとおりである。 ・2020年度以降に改定された新たな学習指導要領では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、小・中・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成することとなった。 ・2022年4月から、高等学校において「現実社会の諸課題の解決に向け、自己と社会の関わりを踏まえ社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することなどについて考察する」ことを目的に、「公共」が必修科目となった。 ○これまでの進展を踏まえ、以下のとおり目指していく。 ・新たな学習指導要領のもと、高等学校で新設される必修科目となった「公共」をきっかけに、主体的に国家および社会の形成に参画するために必要な能力や、働く上で必要なワークルールなどに関する知識を深め活用できるよう、すべての教育段階における労働教育および主権者教育をのカリキュラム化をめざすに盛り込むなど充実をはかる。 ・引き続き「ワークルール教育推進法」の制定により取り組み、学校教育および社会教育での学びを拡げ、あらゆる層が多様な機会にワークルールを学ぶことで、ディーセントワークの実現を通じた持続的な社会の発展をめざす。	更新 理由：進捗内容について、主な項目を追記。 新しくコマ数を増やすのではなく、既存のカリキュラム数の中にしっかり盛り込んでいくという記載ぶりに修正。

2. 義務教育

点検内容（たたき台）	備考
（2）自らの政治参画が自らの人生に係わることや、社会保険や税などの負担や権利を「自分ごと」として理解するなど、子どもたちが、政治や社会に関心を持ち、法治国家である我が国	更新 理由：若年層の投票率について

<u>において法律と無関係でいられないことや、自らが主体的に政治参画していくことの意義について学ぶなど、主権者として必要な資質を育む。</u>	て徐々に上昇してきているが、引き続きの取り組みが必要であり、義務教育段階から政治参画の意義を学ぶことが必要であることから、記載を更新。 〈参考〉 2024 年 10 月の第 50 回衆議院議員選挙の 18 歳の投票率（小選挙区）：49.21% 2022 年 7 月の第 26 回参議院議員選挙の 18 歳の投票率（小選挙区）：38.67%
<u>（４）子どもたちがＩＣＴを利活用する中で、発達段階に応じて必要なスキルや行動規範を身に付け、デジタル社会の良き担い手となることをめざす「デジタル・シティズンシップ教育」を推進する。</u>	新規 理由：「要求と提言」の内容を反映。 G I G A スクール構想のもと、端末の活用に対応した教育が必要であるが、現在の学習指導要領には「デジタル・シティズンシップ」もしくは「デジタル・シティズンシップ教育」という言葉は記載されていない。

3. 高等学校教育

点検内容（たたき台）	備考
（2）アルバイトなど、身近な働き方の労働条件や勤務実態を知ることを通じて、身につけた知識を社会に出てから活用できる学びの機会を拡充する。	削除を検討 理由：（1）にて「働くことの意義・雇用関係などの知識を学ぶ機会」について記載しており、大半の内容は網羅されているため。

5. 社会教育

点検内容（たたき台）	備考
（2）ワークルール検定を <u>の有用性を周知するとともに、</u> 受検する機会を拡充する。	更新 理由：ワークルールの有用性の理解拡大を追記。 受検者数は、延べ約 2 万人。 （「2024 年春」までの実施時点。）受検会場も全国に拡大し、誰でもチャレンジできる検定となったが、連合の世論調査「ワークルールに関する調査 2024」において「“ワークルール検定”を知っている」との回答は 19.8%であり、認知度向上および受検者数の拡大が必要である。

Ⅲ. いつでもどこでも学び直すことができるリカレント教育とD X・G Xの進展第 4 次産業革命による技術革新を見据えた人材育成
成 *表題を更新

点検内容（たたき台）	備考
＜連合がめざす社会像＞ 1. 学ぶ楽しさや学ぶ喜びを得られるよう学びたいときに学べる環境を整える。 2. 人生を豊かにするため、個人が生涯にわたって学び続ける社会を実現する。 3. 技術革新D X・G Xの進展を見据えた人材育成に向け、働く場と学ぶ場を行き来できる環境整備を行う。	更新 理由：めざす社会像に向けて引き続き取り組んでいく。 「技術革新」については、現状に合わせて記載を更新。
○2019 年 6 月以降、進展したりカレント教育、人材育成に関する取組みは以下のとおりである。 ＜リカレント教育＞ ・「令和 4 年度生涯学習に関する世論調査」によると、社会人が大学などで学習しやすくするために必要な取り組みは、「学費などに対する経済的支援」、「仕事や家事・育児・介護などとの両立がしやすい短期のプログラムの充実」、「土日祝日や夜間などの開講時間の配慮」となり、従前からの変化は見られなかった。 ・「学校基本調査」によると、社会人の大学入学者は、2021 年度の約 18,700 人が最多となっているが、大学における社会人向けのリカレント教育授業科目や履修証明プログラムなどを開設する大学の割合は、3 割に満たない状況となっている。 ・2024 年に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、2025 年 10 月から「教育訓練休暇給付金（教育訓練を受けるために長期休暇（無給）を利用した被保険者を対象として、期間中に基本手当に相当する給付を行う制度）」が創設されるなど、学びの機会の充実がはかられる見込みとなった。 ＜人材育成＞ ・I P Aの「D X白書 2023」によると日本では 8 割を超える企業でD X人財が「やや不足している」「大幅に不足している」と回答している。 ・内閣府「令和 4 年度年次経済財政報告」によると、脱炭素化に向けた取り組みを進める上での課題として、「必要なノウハウ、人員が不足している」と回答した企業は 38.2%で、他の課題を抜き第 1 位であった。	更新 理由：次のとおり更新。 進捗内容について、主な項目を追記。

・義務教育・高等学校教育の新たな学習指導要領では、プログラミング教育が必修化されるとともに、環境教育については、「一人一人の児童生徒が持続可能な社会の創り手」となることが求められる」とされた。 ・高等教育においては、文部科学省は 2022 年から「大学教育再生戦略推進費 デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 ～Xプログラム～」として、データサイエンス・コンピュータサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラムなどを設定し、人文社会科学系分野の大学院において、データサイエンス・コンピュータサイエンスの素養を持った高度で文理横断的なデジタル人材を育成する取組みを支援している。 ○これまでの進展を踏まえ、以下のとおり目指していく。 ・社会人が学び直しを進める上で壁になっているのは、「費用」と「時間」の問題である。学費の減免、長期の有給教育休暇の制度化などの実施拡充およびその活用を推進をめざす。 ・第4次産業革命などによる技術革新が著しく、DX・GXの進展を踏まえ、求められる職業能力が大きく変化するしている。企業による人への投資が減少する中、2019 年度に新設された専門職大学をはじめ、大学などの高等教育機関において、社会人が積極的に学び直す機会が保障される社会の実現をめざす。	
--	--

1. 義務教育・高等学校教育

点検内容（たたき台）	備考
(1) 小中学校に通っていない・卒業していない約12万8千人義務教育未修了の学齢経過者の学び直しの機会を保障する。	更新 理由：人数規模は2019年時点から変わっておらず、学び直しの機会を保障することが重要である。 ※「令和2年国勢調査」時点では、最終卒業学校が小学校の者は59,874人、小学校を卒業していない者は

	63,751 人である。(国勢調査結果をもとに、1947 年の「教育基本法・学校教育法」の対象となる 80 歳未満を対象に集計。)
(2) <u>公立の中学校夜間学級</u> (2019 年度時点、9 都府県 33 校)を全県に設置する。について、 <u>少なくとも各県・指定都市に 1 校は設置する。</u>	更新 理由:「要求と提言」の内容を反映。2024 年 10 月時点の公立の中学校夜間学級設置状況は 32 都道府県 53 校であり、2019 年度から増加しているが、全県への配置には至っていない。
(3) <u>第 4 次産業革命 D X・G X の進展</u> に対応できる人材育成として、I C T 教育やプログラミング教育、グローバル社会に対応できる外国語教育、 <u>環境教育</u> を進める。	更新 理由:記載の現行化、および G X を踏まえ環境教育を追記。新しい学習指導要領のもと、各教育の推進を求めている。

2. 高等教育

点検内容（たたき台）	備考
(1) 大学における社会人特別選抜枠の拡大などの編入制度の弾力化、高等専門学校や夜間大学院の拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育・放送大学や <u>オンデマンド講座・オンライン講座</u> の拡充を進める。	更新 理由:学びの機会の確保のため、引き続き求めている。オンライン講座について追記。
(2) <u>第 4 次産業革命による技術革新 D X・G X の進展</u> を見据え、能力開発支援（リスキリングを含む）に必要な一般財源を確保するとともに、専門職大学をはじめとした働くことに直結	更新 理由:記載の現行化。

する学びの機会を拡充する。なお、専門職大学における長期のインターンシップは労働とし、労働諸法を適用する。	DX・GX人材の育成に向けては、文部科学省の大学教育再生戦略推進費などを活用し、大学でのプログラムの拡充を求める。 ※専門職大学の設置は徐々に進み、全国に20校（2024年4月時点） ※参考：リスキリングとリカレントの整理について ・リスキリング：企業内の『今存在しない』新たな事業や業務で必要とされる知識やスキルを習得するための手法 ・リカレント：休職等により職場を一定期間離れ、大学や専門学校等で学びながら、知識やスキルを習得する手法
（４）教育訓練機会の企業間や雇用形態間の格差を是正し、長期の教育訓練休暇制度を導入しやすいよう、社員が休暇を取得し学び直した際に支援を行う「人材開発支援助成金」を拡充する。 <u>あわせて、2025年10月に導入される「教育訓練休暇給付金（教育訓練を受けるために長期休暇（無給）を利用した被保険者を対象として、期間中に基本手当に相当する給付を行う制度）」の周知啓発を行う。</u>	更新 理由： 2025年10月より新設される「教育訓練休暇給付金」の周知を追加するとともに、引き続き、「人材開発支援助成金」の拡充を求めている。 ※厚生労働省「令和5年度「能力開発基本調査」」の教育訓練

	休暇制度の導入状況 ・導入している：8.0% ・導入をしていないが、導入を予定している：9.9% ・導入していないし、導入する予定はない：81.9% 教育訓練休暇制度の導入を予定していない企業のうち、導入予定がない理由は、「代替要員の確保が困難であるため」が最も多い。
(5) 高等教育機関は、社会人が企業に在籍しながら通学できるカリキュラムの編成、夜間や休日に開講する講座、オンデマンド講座・<u>オンライン講座</u>などを充実させる。	更新 <u>理由</u>：オンライン講座について追記。さらなる充実を求めていく。

4. ICTを活用した教育

点検内容（たたき台）	備考
(2) 放送大学や大規模な公開オンライン講座の「MOOC」（ムーク：Massive Open Online Courses）<u>など</u>を活用した学びを拡充する。	更新 <u>理由</u>：各種オンライン講座は拡充しており、例示しているものだけを推奨するものではないため、追記。

	※さらなる活用を目指し、文部科学省が社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」が社会人の学び直しに役立つ講座や支援制度に関する情報を総合的に発信している。
--	---

IV. 教育制度構想を実現するための財源のあり方

点検内容（たたき台）	備考
<連合がめざす社会像> 1. 税、国債、社会保険のうち、税を教育にかかる費用に充てる。 2. 広く社会全般の負担を求めることのできる消費税を中心とした税財源を充てる。 3. 費用の負担の心配がなく、誰もがいつでも学びたいときに学べる社会を実現する。	記載を維持 理由：めざす社会像に向けて引き続き取り組んでいくため。
○教育機会の格差是正に向けて、財源のあり方を検討する必要がある。わが国の財政収支の改善が必要であることを念頭におきつつ、2020年以降の教育費に関する公的負担のあり方を含めた教育制度の裏付けとなる財源について検討してきた。 ○財源については、大きく分けて税、国債、社会保険の3つに分類できる。各財源の性格、実現可能性に鑑みて、教育にかかる費用のあるべき財源を税財源とする。 ※文部科学省試算からの統計データなどから連合が算出 1. 就学前教育（保育所、幼稚園、認定こども園）無償化【0.7兆円】 →3～5歳子どものいる全世帯を対象に、2019年10月完全実施（約7,700億円） 2. 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校など） （1）小中学校の学校給食の完全無償化【0.40.5兆円】 （2）高等学校の授業料無償化【0.30.5兆円】 3. 高等教育（大学、短大、高専、専門学校）無償化【3.73.8兆円】 →住民税非課税世帯と準ずる世帯のみ、多子世帯や理工農系の中間層を対象に給付型奨学金の支給と授業料の減免を併せて実施—2020年4月一部実施（約7,600億円）	更新 理由：記載の現行化。 教育費の試算については、授業料、入学料、給食費など各費用の平均額に生徒数（文部科学省の「学校基本調査」）をかけて算出。 ※人口の将来推計および大学進学者数推計を参考とし、人口減少を考慮。

1. 税

点検内容（たたき台）	備考
連合はこの間、「税制改革構想（第4次）」ならびに「社会保障構想（第3次）」の改定点検・見直しの検討作業と適宜連携をとりつつ検討を進めてきた。学校教育にかかる費用は、希望する誰もが学べる社会を実現するために、社会全体で負担すべきであり、税によって賄うのがあるべ	更新 理由：記載の現行化。

き姿である。	
(2) 2019 年 10 月の消費税増税時に、「新しい経済政策パッケージ」に基づいて、幼児教育および高等教育の一部無償化がなされた。ることとなる。一次の消費税増税時に、すべての子どもの幼児教育から高等教育に係わる費用について無償とする。 なお、就労後のリカレント教育にかかる費用については、職業訓練制度全般に関わる問題もあることから、企業負担や個人負担のあり方も含めて継続的に検討していくことが必要である。	更新 理由：財源に関する考え方に 変更はない。記載の現行化のみ。

以 上